

法人の設立等異動申告書

(設立・開設・転入・変更・閉鎖・転出・休業・解散・合併・その他) 【記入例】

受付印		令和 6年 4月 1日		管 理 番 号						
		宛先 前橋市長		指 定 番 号	※					
A 店	フリガナ	マエバシ		市 内 事 業 所	事業所名	市内所在地				
	法 人 名	株式会社 前橋			〒	前橋市				
	法 人 番 号	0 1 1 1 1 2 2 2 3 3 3 3			電話	—				
	所 在 地	〒 3 7 1 - XXXX 前橋市大手町○丁目○番○号			〒	前橋市				
	電 話 番 号	0 2 7 - 2 2 4 - XXXX			電話	—				
	フリガナ	マエバシ タロウ			〒	前橋市				
代 表 者 の 氏 名	前橋 太郎		送 付 先	1. 本店	2. 関与税理士	3. その他(下に記入)	電話	—	—	
B 設立 ・ 開設 ・ 転入 等	法 人 設 立 日	年 月 日		事 業 種 目					分 割 区 分 [該当に○印]	
	事 業 所 開 設 日	年 月 日		資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円				市 内 のみ 本 店 有 / 県 外 無 本 店 有 / 県 外 有 県 内 本 店 県 外 本 店	
	市 内 転 入 日	年 月 日		資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 算 額	円					
	事 業 所 再 開 日	年 月 日		資 本 金 等 の 額	円					
	事 業 年 度	月 日 から	月 日 まで							
C 変 更	変 更 事 項	変 更 前		変 更 後				変 更 年 月 日		
	本店所在地 市内事業所 法人名 代表者 資本金等 事業年度 その他の () [該当に○印]							年	月	日
D 閉 鎖 ・ 転 出 等	休 業	休 業		転 出 の 場 合 は 旧 本 店 を 記 入						
	閉 鎖	閉 鎖		〒 — 電話 — —				前橋市		
	轉 出	轉 出		閉鎖後、前橋市内に事業所が(残る ・ 残らない)						
E 解 散 ・ 合 併 等	解 散	解 散		清算人 の住 所 氏 名	〒 — 電話 — —					
	清 算 結 了	令 和 6 年 3 月 3 1 日 清 算 結 了		合 併					電話 0 2 7 - 2 2 4 - XXXX	
	合 併 [該当に○印]	被合併法人の 所在地及び 法人名	〒 3 7 1 - XXXX		前橋市千代田町○丁目○番○号 株式会社 前橋ホールディングス					
		市内事業所等を合併法人が(引き継ぐ ・ 引き継がない)								
F 親 法 人 を 記 入	通 算 法 人 <input type="checkbox"/> 親 法 人 <input type="checkbox"/> 子 法 人	通 算 親 法 人 名			通 算 親 法 人 の 法 人 番 号					
	通 算 親 法 人 所 在 地	〒 —		電 话	—	—	通 算 親 法 人 の 事 業 年 度			
	法 人 税 申 告 期 限 の 延 長			一般社団(財団)法人である場合						月 日 月 日 か ら ま で
有 有り (か月) ・ 無 し	□ 非 営 利 型 法 人		[収益事業 □ 有 □ 無]		□ 収 益 事 業 を 行 う					
関 与 税 理 士	〒 —		□ 非 営 利 型 法 人 以 外 (普 通 法 人)		□ 収 益 事 業 を 行 わ な い				※処理欄	

記載及び添付資料については、次頁「記載上の留意点」を参照してください。

記載上の留意点

1. 異動項目の説明

- 設立：前橋市内に新たに法人を作ること。（前橋地方法務局にて設立登記をする。）
- 開設：前橋市外で以前から活動していた法人が前橋市内に新たに事業所を開くこと。
- 再開：以前に前橋市内で活動していて休業・閉鎖の届出のあった法人が、再び事業を開始すること。
- 転入：前橋市外で以前から活動していた法人（前橋市内には事業所のなかった法人）が本店を前橋市内に移転し事業を開始すること。
- 休業：前橋市内に本店のある法人が事業並びに経理事務含め全ての法人活動を停止すること。
(商業登記は残しておく。)
- 閉鎖：前橋市外に本店のある法人が前橋市内の事業所を閉めること。
- 転出：前橋市内に本店のあった法人が前橋市外に本店を移転すること。
(前橋市内には事業所が残らない。)
- 解散：法人が解散し消滅すること。（法務局にて解散登記をする。）
- 清算結了：解散し清算中だった法人の清算が終了すること。（法務局にて清算登記をする。）
- 合併：法人が他の法人と合併すること。（被合併法人=他の法人に合併され解散した法人）

2. 記入事項及び添付資料

異動項目	記入欄	必要な添付資料	注意事項
設立・開設 再開・転入	A・B・F欄	○登記簿謄本（全部事項証明書）（写し可） ○定款（写し可）	◇市内に複数の事業所を設置した場合、主たる事業所はA欄の市内事業所枠の最上段に記入してください。
変更	A・C欄	○変更事項が登記や定款の変更に関わるときは、それぞれの関係書類。 (登記簿謄本[全部事項証明書]・定款・議事録等の写し)	
休業 閉鎖・転出	A・D欄	○転出のときは、転出先が記載されている登記簿謄本。（全部事項証明書）（写し可）	◇本店が市外へ転出後、その事業所を支店・出張所として存続させる場合は、A欄の市内事業所枠に記入してください。
解散・清算結了		○解散・清算結了の記載されている登記簿謄本。（全部事項証明書）（写し可）	
合併	A・E欄	○合併の記載されている解散登記簿謄本。 (全部事項証明書)（写し可） ○合併契約書（写し可）	◇合併法人が新たに市内事業所を開設するときは、さらにB欄への記入と謄本（証明書）・定款の添付（写し可）が必要です。

「法人番号」欄には、国税庁より通知された13桁の法人番号を記入してください。

「通算法人」欄には、該当する場合のみ記入してください。

一般社団（財団）法人で「非営利型法人」の場合には、収益事業の有無についても記入してください。

※印の欄は、記入する必要はありません。

3. 提出・問合せ先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 市民税課 法人市民税係

電話 027-224-1111 (内線3209・3210・3211)
直通 027-898-6209・6210・6211